

次に行きます。

2点目、教育現場の願いについてです。

長時間労働の是正について。

今全国で先生が足りません。教職を希望する人も減っております。平日は1日平均11時間半勤務し、土、日の勤務も当たり前、残業代は出ないとなれば無理ありません。教員の健康と家庭生活に大きな影響を与えているだけでなく、子供の教育にも深刻な影響を与えています。教材研究の時間が取れない、子供の話を親身に聞き、受け止める余裕がない、不登校やいじめなどへの対応の時間がないなどなど、長時間労働是正のために何をすべきでしょうか。

1つは、クラスの人数を欧米並みに25人から30人学級にする。2つは、きちんと残業代を払う。3つ、これが大事だと思うのですが、先生の授業を1日に4時間、すなわち4こま以下にすることです。週20時間以下です。以前は8時間のうち、4時間は授業と休憩に充て、あとの4時間は授業準備など授業以外の全ての仕事を終わらせるという計算で定数配置をしたとのことでした。1992年の週休2日制からそれが崩れ、1日5こま、6こまが当たり前の体制になってしまいました。長時間労働にならざるを得ません。この3つの実現は、すぐには難しいですが、今の学校にとっては、ぜひとも実現すべきと考えます。教職希望者を増やすためにも必要です。

本市で週に1日だけ4こま、あと全て5こま、週24こま以上の先生はどのくらいいますか、お尋ねします。

長くPTAの活動などをされてこられ、教育に関して特別の思いを持っていらっしゃる市長の御所見を伺います。

次に、特別支援教育に携わる先生の増員についてです。

新居浜市は、以前から特別支援教育に関して手厚く手を差し伸べてきました。全国からたくさんの方が視察に訪れたとお聞きしました。特別支援教室は、各学校にあります。本市ではどのような種類の教室が幾つあり、何人の子供が学んでいるのか、教えてください。

情緒障害のクラスの定数は、以前は6人であったのが8人になったとお聞きしました。この背景についてお答えください。

定数が2人増えただけで、全く大変さが違うとお聞きしました。学年も違う、子供の特性もそれぞれ違う子供たち、通常のクラスとはまた違う大変さです。

情緒のクラスで7人あるいは8人のクラスは市内に幾つありますか。定数を6人に戻すことはできるでしょうか。

教室を歩き回る子、気持ちのコントロールが難しい子、不安が強く、集団に入りづらい子、こういった子供さんが増えてきたと言います。子供たちの安全のため、介助員の先生がクラスにいます。

配置基準はどうなっていますか。市内で何人いますか。大変なクラスには、介助員の先生を増やすことは

可能でしょうか、お尋ねします。

通常学級にも発達など気になる子供さんはいます。クラスに8%以上いると言われております。本市では、学校支援員の先生が16人、通常のクラスで支援をしています。2つの学校を掛け持ちしている人もいます。

どういう配置になっていきますか。長い年月をかけて少しずつ増やしてくださいました。今また一人一人に行き届いた教育のために、学校支援員の増員が必要です。先生たちの御要望、お聞きになっていきますか、御所見を伺います。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。高橋教育長。

○教育長（高橋良光）（登壇） 教育現場の願いについてお答えいたします。

まず、長時間労働の是正についてでございます。

本市に勤務している教職員の週当たりの授業時数について、週24こま以上を受け持っている教職員の数は、小学校におきましては管理職を除くフルタイム勤務の常勤講師も含めて281人中137人、中学校におきましては、210人中8人となっております。教職員の長時間労働の背景には、授業時数に限らず、様々な要因が考えられますことから、引き続き働き方改革を推進し、教職員が働きがいのある学校現場の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、特別支援教育に携わる先生の増員についてでございます。

令和6年5月1日現在の市内小中学校における特別支援学級の種類、学級数、在籍児童生徒数につきましては、知的障害特別支援学級が31学級、142名、自閉症・情緒障害特別支援学級が47学級、279名、難聴特別支援学級が5学級、5名、肢体不自由特別支援学級が4学級、4名でございます。

次に、自閉症・情緒障害特別支援学級の編制については、本市においては、不登校やいじめなど、生徒指導上の課題や学力向上等各学校で抱える教育課題が様々であることから、義務標準法どおりの8人とし、これまで同様、支援の必要な子供たちに対し、手厚い対応を行いつつ、各学校で教員を柔軟に配置できるようにしております。

次に、自閉症・情緒障害特別支援学級において、1学級の児童生徒数が7人または8人の学級数は、合計19学級ありますが、先ほど申し上げました理由から、学級の編制の基準を6人に戻すことにつきましては、現在のところ考えておりません。

次に、学校生活介助員の配置基準につきましては、在籍幼児、児童生徒数や障害の特性、各学校の状況を勘案して、個別に判断しており、配置基準に基づく人員117名に対し、令和6年10月1日現在、110名を配置しております。

なお、不足数につきましては、今後も継続的に募集をしてまいります。

学校支援員につきましても、学校訪問や聞き取り等により、支援の内容や各学校の状況を勘案して配置し

ております。

先生方の要望につきましては、毎月学校支援員連絡会を開催し、各学校の状況を把握しております。

また、研修を重ねることで、一人一人のスキルアップを図るとともに、面談を実施しており、引き続き小学校の通常の学級に在籍する発達に課題のある児童の支援に努めてまいります。

○議長（小野辰夫） 再質問はありますか。井谷幸恵議員。

○7番（井谷幸恵）（登壇） 先生たちの授業のこま数を減らすことについては、どのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（小野辰夫） 答弁を求めます。高橋教育長。

○教育長（高橋良光）（登壇） 井谷議員さんの再質問にお答えをいたします。

先生方の授業のこま数を減らすことについてどう考えるかということでございますけれども、これは学校に配置される教職員の数というのは、義務標準法という法律によって決められておりますので、こま数についてそれを減らしていくということについては限界があると。配置される先生の数によって決定されるものですので、市の教育委員会としては、それについて対策というものは打てない、要望していくというところになるかと思えます。

○議長（小野辰夫） 再質問はありますか。井谷幸恵議員。

○7番（井谷幸恵）（登壇） 御答弁ありがとうございました。

こま数を減らすことはなかなかまだすぐには実現はできないものとは思っております。かなり先生の数を増やさないとできないですね。けれども、そのことによって、物すごく先生たちの業務内容が軽くなると思えます。

定数が6人から8人になって一番影響を受けたのは子供と先生たちです。ぜひ粘り強く何度も県へと要望を上げていただきたいと思います。

介助員の先生がいると、子供たちは落ち着くという声も聞いております。支援員の先生もぜひ増やしていただきたいと思います。

以上、要望いたしまして、終わりにします。ありがとうございました。